



人事委員会年報

令和5年度

福岡県人事委員会

目 次

1 人事委員会	
(1) 人事委員	1
(2) 人事委員会の開催状況	1
①開催回数	1
②議事内容	2
(3) 例規の制定改廃状況	9
①規則	9
②告示	10
③通知	11
(4) 条例案に対する意見の提出	12
2 人事委員会事務局	
(1) 組織	13
(2) 事務分掌	13
3 任用関係業務	
(1) 採用試験	14
①実施日程	14
②受験資格	15
③試験方法	17
④実施結果	18
⑤採用候補者名簿からの選択結果	20
(2) 採用選考	21
(3) 昇任選考	23
(4) 臨時的任用の承認	24
(5) 任期付職員の採用の承認	24
(6) 定年制度	24
4 給与関係業務	
(1) 給与に関する報告及び勧告	26
①県職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査	26
②職員の給与等に関する報告及び勧告(地方公務員法第8条、第14条及び第26条)	26
③人事統計報告	30
(2) 初任給、昇格、昇給関係承認状況	30
5 労働基準監督関係業務	
(1) 事業場の区分	31
①人事委員会が職権を行使する事業場一覧	31
②福岡労働局が職権を行使する事業場一覧	33
(2) 労働基準監督機関の職権行使	34
(3) 事業場調査	34
6 服務、勤務時間関係業務	
(1) 職務専念義務の免除	35
(2) 勤務時間関係	35
(3) 勤務時間、休暇等に関する制度の改正	35
7 公平審査関係業務	
(1) 勤務条件に関する措置の要求関係	36
措置要求の処理状況	36
(2) 不利益処分審査請求関係	36
①審査請求の処理状況	36
②令和5年度審理の開催状況	36
③令和5年度審査の結果	36
(3) 苦情相談関係	37
①任命権者別	37
②相談内容	37
(4) 公平委員会事務受託関係	37
8 職員団体関係業務	
(1) 管理職員等の範囲の指定	38
(2) 職員団体の登録等	41

1 人事委員会

(1)人事委員

職	氏名	就任年月日	任期満了期日	前職等
委員長	山口 幸雄	平成28. 10. 17 〔委員長就任〕 令和4.2.4	令和6.10.16	(現)弁護士
委員	馬場 貞仁	令和4. 3. 25	令和7.12.23	(元)トヨタ自動車九州株式会社 代表取締役副社長
委員	境 正義	令和5. 8. 1	令和9. 7.31	(元)福岡県環境部長

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

(2)人事委員会の開催状況

①開催回数

	開催回数			議事事項数				
	定例会	臨時会	計	議案	協議事項	報告事項	その他の事項	計
令和 5 年 4 月	3		3	11		1	3	15
5 月	2		2	6			2	8
6 月	2		2	3			1	4
7 月	2		2	1		2	1	4
8 月	3		3	4	3		6	13
9 月	3	1	4	4	2	1		7
10 月	3		3	7	1	3	2	13
11 月	3		3	6		2	9	17
12 月	3		3	9		2	1	12
令和 6 年 1 月	2		2	3			5	8
2 月	3		3	8	3	3	3	17
3 月	3		3	14	2	2	3	21
計	32	1	33	76	11	16	36	139

②議事内容

開催回数及び開催年月日	議 事
第 1 回定例会 (5.4.6)	<p>【報告事項】</p> <p>※ 事務局職員の発令について</p>
第 2 回定例会 (5.4.19)	<p>【議案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度福岡県職員採用（Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類・民間企業等職務経験者）試験の施行決定について 2 令和5年度福岡県職員採用選考試験（前期）及び労務職員採用選考試験の実施決定について 3 選考職の承認及び就職氷河期世代を対象とする採用選考試験の実施決定について 4 民間企業等職務経験者採用試験の合格基準、合格決定方法及び順位の一部改正について 5 就職氷河期世代を対象とする職員採用選考試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の一部改正について 6 労務職員採用選考試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の設定について 7 福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則の制定について <p>【その他の事項】</p> <p>※ 令和5年職種別民間給与実態調査の実施について</p> <p>※ 福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部改正について</p>
第 3 回定例会 (5.4.28)	<p>【議案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 8 採用試験及び採用選考試験における事務主査及び技術主査採用選考基準の制定について 9 福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の制定について 10 福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則の制定について 11 職務に専念する義務の免除の廃止について <p>【その他の事項】</p> <p>※ 地公労会見(令和5年春)について</p>
第 4 回定例会 (5.5.19)	<p>【議案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 12 一般任期付職員の採用について 13 採用試験及び採用選考試験における事務主査及び技術主査採用選考基準の制定について 14 特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の施行規則第2条第2項第1号及び第2号に規定する「人事委員会がこれらに相当すると認める作業」の承認について 15 特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の制定について 16 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例第3条第1項第2号及び福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則第2条第3項第1号の人事委員会がこれらに相当すると認める感染症について(令和3年2月26日2人委給第898号)の廃止について <p>【その他の事項】</p> <p>※ 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会及び公務労組連絡会からの要請書について</p>

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 5 回定例会 (5.5.30)	【議案】 17 審査事務の委任について 【その他の事項】 ※ 条例に対する意見について(事前説明)
第 6 回定例会 (5.6.7)	【議案】 18 議会に提出された条例案に対する意見について 19 福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の制定について
第 7 回定例会 (5.6.26)	【議案】 20 第193回福岡県職員採用(Ⅰ類・Ⅱ類農業)試験の第1次試験合格者の決定について 【その他の事項】 ※ 令和5年度警察官A(第1回男性・女性・武道指導)、警察官B(早期採用男性・女性)及び警察官C採用第1次試験の状況について
第 8 回定例会 (5.7.3)	【議案】 21 令和5年度福岡県職員採用選考試験(前期)の第1次試験合格者の決定について 【報告事項】 ※ 採用選考について
第 9 回定例会 (5.7.27)	【報告事項】 ※ 採用選考について 【その他の事項】 ※ 管理職手当の整理について
第 10 回定例会 (5.8.8)	【議案】 22 第193回福岡県職員採用(Ⅰ類・Ⅱ類農業)試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 23 選考職の承認及び障がい者を対象とする採用選考試験の実施決定について 【協議事項】 ※ 令和5年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第1回協議) 【その他の事項】 ※ 民間企業等職務経験者採用試験の試験内容の見直しについて ※ 職員の懲戒処分について ※ 令和5年人事院報告・勧告について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 11 回定例会 (5.8.18)	【議案】 24 令和5年度福岡県職員採用選考試験(前期)の最終合格者の決定について 【協議事項】 ※ 令和5年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第2回協議) 【その他の事項】 ※ 令和5年度警察官A(第1回男性・女性・武道指導)、警察官B(早期採用男性・女性)及び警察官C採用試験の実施状況について ※ 令和5年職種別民間給与実態調査の実施結果について
第 12 回定例会 (5.8.29)	【議案】 25 昇任選考について 【協議事項】 ※ 令和5年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第3回協議) 【その他の事項】 ※ 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会及び公務労組連絡会からの要請書について
第 13 回定例会 (5.9.6)	【議案】 26 選考職の承認及び職務経験者採用選考試験の実施決定について 27 解雇予告除外認定について 【協議事項】 ※ 令和5年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第4回協議)
第 14 回定例会 (5.9.13)	【協議事項】 ※ 令和5年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第5回協議)
第 15 回定例会 (5.9.20)	【議案】 28 福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について
第 1 回臨時会 (5.9.27)	【議案】 29 昇任選考について 【協議事項】 ※ 訴状について(令和4年(措)第1号事案)
第 16 回定例会 (5.10.2)	【議案】 30 第194回福岡県職員採用試験(民間企業等職務経験者)の第1次試験合格者の決定について 31 第195回福岡県職員採用試験(Ⅱ類・Ⅲ類)の第1次試験合格者の決定について 32 令和5年度福岡県職員採用選考試験(後期)の実施決定について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 17 回定例会 (5.10.17)	<p>【議案】</p> 33 就職氷河期世代を対象とする福岡県職員採用選考試験の第1次試験合格者の決定について 34 令和5年(行ウ)第36号措置要求判定取消請求事件の応訴について 35 解雇予告除外認定について <p>【協議事項】</p> ※ 福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について <p>【報告事項】</p> ※ 令和5年度福岡県職員採用選考試験(前期)の最終合格者の追加決定について
第 18 回定例会 (5.10.26)	<p>【議案】</p> 36 不利益処分についての審査請求に係る審査事務の委任の解除について <p>【報告事項】</p> ※ 令和5年度福岡県職員採用選考試験(前期)の最終合格者の追加決定について ※ 訴訟について(令和5年(行ウ)第36号事案) <p>【その他の事項】</p> ※ 採用試験における課題及びその対応について ※ 福岡県民運動実行委員会からの要望について
第 19 回定例会 (5.11.7)	<p>【議案】</p> 37 第195回福岡県職員採用試験(Ⅲ類)の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 38 令和5年度障がい者を対象とする福岡県職員採用選考試験の第1次試験合格者の決定について 39 労務職員採用選考試験の第1次試験合格者の決定について 40 審査請求の審査の打切り決定について <p>【報告事項】</p> ※ 夏季休暇(特別休暇)の取得可能期間特例措置について <p>【その他の事項】</p> ※ 令和5年度警察官採用試験(第2回)の状況について ※ 令和5年(審)第1号事案に係る第1回口頭審理について ※ 福岡県民運動実行委員会からの要望に係る意見交換における回答案について ※ 各都道府県・政令市等の令和5年人事委員会報告・勧告の状況
第 20 回定例会 (5.11.14)	<p>【議案】</p> 41 第195回福岡県職員採用試験(Ⅱ類)の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について <p>【その他の事項】</p> ※ 特定任期付職員(高等学校ネイティブ英語教員)の採用予定について ※ 職員の懲戒処分について ※ 福岡県民運動実行委員会からの要望に係る意見交換について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 21 回定例会 (5.11.24)	<p>【議案】</p> <p>42 令和5年度福岡県職員採用選考試験(後期)の第1次試験合格者の決定について</p> <p>【報告事項】</p> <p>※ 令和5年度福岡県職員採用選考試験(前期)の最終合格者の追加決定について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 福岡県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案の概要について</p> <p>※ 職員の懲戒処分について</p>
第 22 回定例会 (5.12.5)	<p>【議案】</p> <p>43 労務職員採用選考試験の最終合格者の決定について</p> <p>44 議会に提出された条例案に対する意見について</p>
第 23 回定例会 (5.12.15)	<p>【議案】</p> <p>45 第194回福岡県職員採用試験(民間企業等職務経験者)の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>46 就職氷河期世代を対象とする福岡県職員採用選考試験の最終合格者の決定について</p> <p>47 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則ほか4規則の制定について</p> <p>48 解雇予告除外認定について</p> <p>【報告事項】</p> <p>※ 令和5年度福岡県職員採用選考試験(前期)の最終合格者の追加決定について</p> <p>※ 訴訟について(令和5年(行ウ)第36号事案)</p>
第 24 回定例会 (5.12.22)	<p>【議案】</p> <p>49 令和5年度福岡県職員採用選考試験(後期)の最終合格者の決定について</p> <p>50 令和5年度障がい者を対象とする職員採用選考試験の最終合格者の決定について</p> <p>51 採用選考について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 令和5年(審)第1号事案に係る第1回口頭審理調書について</p>
第 25 回定例会 (6.1.11)	<p>【議案】</p> <p>52 福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 令和5年度警察官A(第2回男性・女性・武道指導)、警察官B(男性・女性)採用試験の実施状況について</p> <p>※ 採用試験における課題及びその対応について</p> <p>※ 職員の懲戒処分について</p>

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 26 回定例会 (6.1.25)	<p>【議案】</p> <p>53 特定任期付職員の採用について</p> <p>54 解雇予告除外認定について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 一般任期付職員の採用予定について</p> <p>※ 「福岡県の職員の任用に関する規則等の運用について」の一部改正について</p>
第 27 回定例会 (6.2.2)	<p>【協議事項】</p> <p>※ 夏季休暇及びボランティア休暇の見直し等について</p> <p>【報告事項】</p> <p>※ 訴訟について(令和5年(行ウ)第36号事案)</p>
第 28 回定例会 (6.2.9)	<p>【議案】</p> <p>55 令和6年度福岡県警察官採用試験の施行決定について</p> <p>56 採用選考について</p> <p>57 昇任選考について</p> <p>58 福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>【報告事項】</p> <p>※ 令和5年度福岡県職員採用選考試験(前期)の最終合格者の追加決定について</p>
第 29 回定例会 (6.2.22)	<p>【議案】</p> <p>59 採用選考について</p> <p>60 一般任期付職員の採用について</p> <p>61 議会に提出された条例案に対する意見について</p> <p>62 宿直勤務の許可について</p> <p>【協議事項】</p> <p>※ 民間企業等職務経験者採用試験の見直しについて</p> <p>※ 民間企業等職務経験者採用試験の合格基準、合格決定方法及び順位の 一部改正について</p> <p>【報告事項】</p> <p>※ 訴訟について(令和5年(行ウ)第36号事案)</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 令和5年度労働基準法等の施行状況について</p> <p>※ 職員の懲戒処分について</p> <p>※ 令和5年(審)第1号事案に係る第2回口頭審理調書について</p>
第 30 回定例会 (6.3.6)	<p>【議案】</p> <p>63 採用選考について</p> <p>64 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する 規則の制定について</p> <p>65 「給料表の適用に関する機関の指定について」の一部改正について</p> <p>【協議事項】</p> <p>※ 組織改正等に伴う給与関係規則の一部改正について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 人事委員会における令和6年度の課題について</p> <p>※ 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会及び公務労組連絡会 からの要請書について</p>

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 31 回定例会 (6.3.19)	<p>【議案】</p> 66 採用選考について 67 昇任選考について 68 福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の制定について 69 福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則ほか3規則の制定について 70 福岡県の職員の管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書の規定に基づく職の指定の解除について 71 福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について 72 解雇予告除外認定について <p>【協議事項】</p> ※ 令和5年(審)第1号事案に係る裁決書(案)について <p>【報告事項】</p> ※ 採用選考について
第 32 回定例会 (6.3.28)	<p>【議案】</p> 73 事務局職員の発令について 74 審査請求の裁決について 75 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則の制定について 76 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の制定について <p>【報告事項】</p> ※ 採用選考について <p>【その他の事項】</p> ※ 職員の懲戒処分について

(3) 例規の制定改廃状況

① 規則

規則番号	規則名	概要	公布年月日 (施行・適用年月日)
R5年 28	福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則	選挙管理委員会における職の新設等に伴う規定の整備	R5. 5. 2公布 (R5. 5. 2施行)
29	福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則	知事部局における職の新設に伴う規定の整備	R5. 5. 8公布 (R5. 5. 8施行)
30	福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	身辺警護等作業手当の手当額の改正	R5. 5. 16公布 (R5. 4. 1適用)
31	特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類の変更に伴う規定の整備	R5. 5. 30公布 (R5. 6. 1施行)
32	福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	遠隔地水上警戒作業手当に係る夜間の加算措置に関する規定の整備	R5. 6. 27公布 (R5. 4. 1適用)
33	福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則	令和5年給与勧告に基づく勤勉手当の改正	R5. 12. 26公布 (R5. 4. 1適用)
34	福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	令和5年給与勧告に基づく給料表の改定に伴う昇格時号給対応表等の改正	R5. 12. 26公布 (R5. 4. 1適用)
35	福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	令和5年給与勧告に基づく手当額の改正並びに医師及び獣医師の処遇改善に伴う規定の整備	R5. 12. 26公布 (R5. 4. 1適用) (処遇改善:R6. 4. 1施行)
36	福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	夜間学級担当手当が新設されることに伴う規定の整備	R5. 12. 26公布 (R6. 4. 1施行)
37	福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	再任用教員に係る手当額の改正及び夜間学級担当手当の新設に伴う規定の整備	R5. 12. 26公布 (R5. 4. 1適用) (夜間学級担当手当:R6. 4. 1施行)
R6年 1	福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	令和5年給与勧告に基づく給料表の改定に伴う附則別表の改正	R6. 1. 23公布 (R5. 4. 1適用)

2	福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則	夏季休暇の取得可能期間の拡大に伴う規定の整備	R6. 2. 27公布 (R6. 4. 1施行)
3	公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先団体の指定の解除に伴う規定の整備	R6. 3. 19公布 (R6. 3. 19施行)
4	福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	民間企業等職務経験者試験の試験内容の見直しに伴う規定の整備	R6. 3. 19公布 (R6. 3. 19施行)
5	福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則	知事部局の組織改正等に伴う規定の整備	R6. 3. 29公布 (R6. 4. 1施行)
6	福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	知事部局の組織改正等に伴う規定の整備	R6. 3. 29公布 (R6. 4. 1施行)
7	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	管理職員等の範囲を定める規定の整備	R5. 3.29公布 (R6. 4. 1施行)
8	福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	知事部局の組織改正等に伴う規定の整備	R6. 3. 29公布 (R6. 4. 1施行)
9	福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則	警察本部の派遣先追加に伴う地域手当の規定の整備	R6. 3. 29公布 (R6. 4. 1施行)
10	福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	令和6年能登半島地震の被災地域に派遣される職員に災害応急作業手当を措置するための規定の整備	R6. 3. 29公布 (R6. 1. 15適用)

②告示

告示番号	告示名	概要	公布年月日 (施行・適用年月日)
R5年 2	審査請求の審査の打切り決定	不利益処分についての審査請求に関する規則に基づく決定	R5. 11. 17公布 (R5. 11. 17施行)

③通知

任用関係

通知番号	通 知 名	概 要	発出年月日 適用年月日
5人委任 第139号	「採用試験及び採用選考試験における事務主査及び技術主査採用選考基準」の制定について	採用試験及び採用選考試験における事務主査及び技術主査採用選考基準の制定	R5. 5. 19 R5. 4. 1適用
5人委任 第687号	教育委員会に実施を委任する職員採用選考試験における受験資格の変更について	船員(航海、機関)の採用選考試験の受験資格変更に伴う規定の整備	R5. 11. 7 R5. 4. 1適用

給与関係

通知番号	通 知 名	概 要	発出年月日 適用年月日
5人委給 第1号	「福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の運用について」の一部改正について	定年引上げに係る福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部改正に伴う規定の整備	R5. 4. 3 R5. 4. 1適用
5人委給 第3号	福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則及び「福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の運用について」の一部改正について」の施行に伴う経過措置について	定年引上げに係る福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則及び「福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の運用について」の一部改正に伴う経過措置の規定	R5. 4. 3 R5. 4. 1適用
5人委給 第4号	県職員給与条例付則第40項等の規定による給料に関する規則の運用について	定年引上げに伴い制定した「県職員給与条例付則第40項等の規定による給料に関する規則」の運用について規定	R5. 4. 3 R5. 4. 1適用
5人委給 第6号	校長、教頭及び事務長の管理職手当について	定年引上げに伴う規定の整備	R5. 4. 4 R5. 4. 1適用
5人委給 第288号	「福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の運用について」の一部改正について	福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正に伴う規定の整備	R5. 12. 20 R6. 4. 1適用
5人委給 第401号	「給料表の適用に関する機関の指定について」の一部改正について	派遣の見込みがない機関の指定解除	R6. 3. 6 R6. 4. 1適用

服務・勤務時間関係

通知番号	通 知 名	概 要	発出年月日 適用年月日
5人委給 第377号	「福岡県職員の勤務時間、 休暇等に関する規則の運用 について」の一部改正につ いて	ボランティア休暇に係る人 事委員会承認活動の見直し 及び夏季休暇の取得可能 期間の拡大に伴う規定の整 備	R6. 2. 22 R6. 4. 1適用

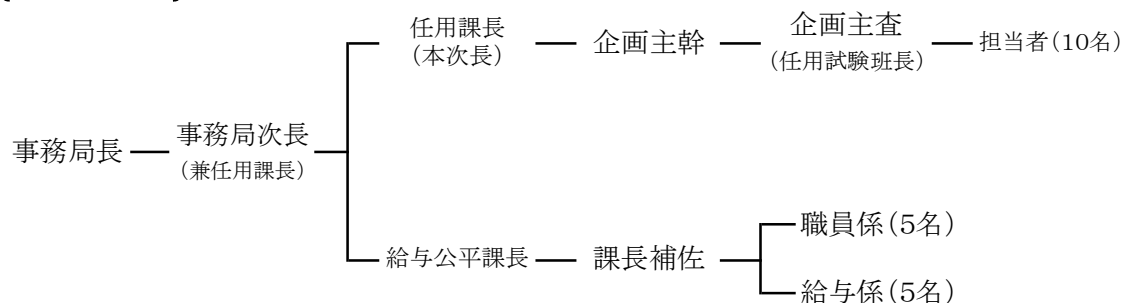
(4) 条例案に対する意見の提出

提 出 年月日	議 案		意 見
	番号	件 名	
R5.6.7	84	災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
	93	福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
R5.12.5	182	福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について(第5条及び第6条を除く。)	同意します。
	185	福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	同意します。
	186	福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
	187	福岡県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
R6.2.22	22	地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について(第1条に限る。)	同意します。
	28	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について(第1条及び第2条に限る。)	同意します。

2 人事委員会事務局

(1) 組織(令和6年4月1日現在)

〔 定数 26名
現員 26名 〕



(2) 事務分掌

課、係名等		所 掌 事 務
任用試験課	任用試験班	○委員及び委員会の会議に関すること。
		○職員採用の競争試験に関すること。
		○職員の採用選考に関すること。
		○職員の昇任選考に関すること。
		○職員の定年等に関すること。
		○人事制度の総合的調査研究に関すること。
		○人事行政の運営等の状況の公表に関すること。
○財務会計に関すること。		
給与公平課	職員係	○勤務時間その他の勤務条件に関すること。
		○不利益処分についての審査請求に関すること。
		○勤務条件に関する措置要求に関すること。
		○職員団体等に関すること。
給与係	給与係	○労働基準監督機関の職権行使に関すること。
		○給与制度に関すること。
		○給与勧告に関すること。
		○民間給与の調査に関すること。
		○人事統計報告の作成に関すること。

3 任用関係業務

(1)採用試験

①実施日程

試験の種類		施行 決定日	試験 公告日	受付期間	第1次 試験日		第2次 試験日	名簿 確定日	
I 類 (II類農業を含む)	定期	4月19日	4月19日	5月8日 ～5月19日	6月18日		7月4日 ～7月25日	8月8日	
経験者	定期	4月19日	4月19日	7月10日 ～7月21日	8月20日		10月28日 ～11月19日	12月15日	
II 類 (II類農業を除く)	定期	4月19日	4月19日	8月7日 ～8月18日	9月24日		10月18日 ～11月1日	11月14日	
III 類	定期	4月19日	4月19日	8月7日 ～8月18日	9月24日		10月10日 ～10月27日	11月7日	
警察官A (男性)	第1回	定期	2月3日	2月21日	3月23日 ～4月13日	5月14日	5月30日 ～6月8日	6月29日 ～7月6日	8月7日
	第2回	定期	2月3日	2月21日	8月10日 ～8月31日	9月17日	10月3日 ～10月13日	11月7日 ～11月15日	12月21日
警察官A (女性)	第1回	定期	2月3日	2月21日	3月23日 ～4月13日	5月14日	5月30日 ～6月8日	6月29日 ～7月6日	8月7日
	第2回	定期	2月3日	2月21日	8月10日 ～8月31日	9月17日	10月3日 ～10月13日	11月7日 ～11月15日	12月21日
警察官A (武道指導)	第1回	定期	2月3日	2月21日	3月23日 ～4月13日	5月14日		7月3日、 7月5日	8月7日
	第2回	定期	2月3日	2月21日	8月10日 ～8月31日	9月17日		11月8日	12月21日
警察官B (男性)	定期	2月3日	2月21日	8月10日 ～8月31日	9月17日	10月3日 ～10月13日	11月7日 ～11月15日	12月21日	
警察官B (早期採用男性)	定期	2月3日	2月21日	3月23日 ～4月13日	5月14日	5月30日 ～6月8日	6月29日 ～7月6日	8月7日	
警察官B (女性)	定期	2月3日	2月21日	8月10日 ～8月31日	9月17日	10月3日 ～10月13日	11月7日 ～11月15日	12月21日	
警察官B (早期採用女性)	定期	2月3日	2月21日	3月23日 ～4月13日	5月14日	5月30日 ～6月8日	6月29日 ～7月6日	8月7日	
警察官C	定期	2月3日	2月21日	3月23日 ～4月13日	5月14日	5月30日 ～6月8日	6月29日 ～7月6日	8月7日	

(参考) 令和6年度採用試験第1次試験実施日

大学卒業程度(I類)・短大卒業程度(II類農業) 6月16日

民間企業等職務経験者 8月18日

短大・高校卒業程度(II・III類) 9月29日

警察官A(第1回男性・女性・第1回武道指導) 5月12日

警察官B(早期採用男性・女性) 5月12日

警察官A(第2回男性・女性・第2回武道指導) 9月22日
 警察官B(男性・女性) 9月22日
 警察官C 9月22日

②受験資格

種類	試験区分	受験資格		
I 類	行政、教育行政、警察行政、児童福祉、土木、建築、機械、電気、化学、農業、農業土木、林業、畜産、水産、薬剤師、栄養士	年齢	薬剤師	① 平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者 ② 平成12年4月2日以降に生まれた者で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した者又は令和6年3月までに卒業する見込みの者
			上記以外	① 平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 ② 平成14年4月2日以降に生まれた者で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した者又は令和6年3月までに卒業する見込みの者
		資格・免許	児童福祉	児童福祉司の任用資格を有する者又は令和6年3月までに資格を取得する見込みの者
			薬剤師	薬剤師の免許を有する者又は令和6年5月までに免許を取得する見込みの者
			栄養士	管理栄養士の免許を有する者又は令和6年5月までに免許を取得する見込みの者
II 類	行政、教育行政、農業	平成10年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者		
III 類	行政、教育行政、警察行政、土木、農業土木、林業	平成12年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者(ただし、大学における在学期間が2年を超える者を除く)		
経験者	行政、行政(DX)	昭和38年4月2日以降に生まれた者で、令和5年6月末日現在民間企業等における職務経験を5年以上有する者(行政(DX)は、ICTなどのデジタル技術を活用した事業の企画・立案又は情報システムの開発・管理等の職務経験に限る)		
警察官A(男性)		平成5年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は大学を令和6年3月までに卒業見込みの者		
警察官A(女性)		平成5年4月2日以降に生まれた女性で、大学の卒業者又は大学を令和6年3月までに卒業見込みの者		
警察官A(武道指導)		次のいずれにも該当する者 ①平成5年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業者又は大学を令和6年3月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が3段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者		

警察官B (男性)		平成5年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた男性（ただし、大学の卒業生又は大学を令和6年3月までに卒業見込みの者を除く）
警察官B (早期採用男性)		平成5年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた男性（ただし、大学の卒業生又は大学を令和6年3月までに卒業見込みの者及び受験申込日現在、高等学校に在学中の者を除く）
警察官B (女性)		平成5年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた女性（ただし、大学の卒業生又は大学を令和6年3月までに卒業見込みの者を除く）
警察官B (早期採用女性)		平成5年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた女性（ただし、大学の卒業生又は大学を令和6年3月までに卒業見込みの者及び受験申込日現在、高等学校に在学中の者を除く）
警察官C	語学（英語） 語学（北京語） 語学（韓国・朝鮮語） 情報工学	次のいずれかに該当する者 ①平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 ②平成14年4月2日以降に生まれた者で大学の卒業生又は大学を令和6年3月までに卒業見込みの者

③試験方法

種 類	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
I 類	教養試験……択一式（50問） 専門試験……択一式（40問）	論 文 試 験 人 物 試 験 受験資格等の調査
II 類	教養試験……択一式（50問） 専門試験……択一式（40問）	
III 類	教養試験……択一式（50問） 専門試験……択一式（40問） (土木、農業土木及び林業のみ)	作 文 試 験 人 物 試 験 受験資格等の調査
経験者	教養試験……択一式（40問） 論文試験	論 文 試 験 人 物 試 験 受験資格等の調査
警察官A (男性・女性) 警察官B (男性・女性) 警察官B (早期採用男性・女性)	教養試験……択一式（50問） 論文試験 (警察官A〔男性、女性〕) 作文試験 (警察官B〔男性、女性、早期 採用男性、早期採用女性〕) 人物試験、体力検査、身体測定	人 物 試 験 身 体 測 定 身 体 検 査 受験資格等の調査
警察官A (武道指導)	教養試験……択一式（50問） 論文試験 実技試験 人物試験、体力検査、身体測定	人 物 試 験 身 体 測 定 身 体 検 査 受験資格等の調査
警察官C	教養試験……択一式（50問） 専門試験……記述式 論文試験 人物試験、体力検査、身体測定	専 門 試 験 人 物 試 験 身 体 測 定 身 体 検 査 受験資格等の調査

④実施結果

(定期)

試験の種類・区分	採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率	
			受験者数	合格者数			
I 類	行政	40	734 (49)	474 (34)	80 (11)	45 (7)	10.5
	教育行政	18	115 (3)	94 (2)	48 (1)	23	4.1
	警察行政	11	97 (3)	65 (3)	33 (1)	13	5.0
	児童福祉	4	17 (2)	14 (1)	12 (1)	5	2.8
	土木	16	33 (1)	20	16	14	1.4
	建築	10	10	8	5	5	1.6
	機械	3	11 (1)	6	4	2	3.0
	電気	5	13	9	7	4	2.3
	化学	5	22 (1)	17 (1)	10 (1)	7 (1)	2.4
	農業	31	69 (12)	60 (8)	55 (7)	33 (3)	1.8
	農業土木	5	8 (1)	6 (1)	6 (1)	5 (1)	1.2
	林業	4	14 (1)	10 (1)	5	5	2.0
	畜産	6	13 (4)	11 (4)	8 (3)	6 (2)	1.8
	水産	4	20 (3)	17 (2)	15 (2)	6 (1)	2.8
	薬剤師	6	13 (1)	11	8	5	2.2
	栄養士	1	24 (2)	21 (2)	5	1	21.0
合計	169	1,213 (84)	843 (59)	317 (28)	179 (15)	4.7	
II 類	行政	30	264	163	60	31	5.3
	教育行政	7	52	41	21	7	5.9
	農業	2	9	9	3	2	4.5
	栄養士	—	—	—	—	—	—
	合計	39	325	213	84	40	5.3
III 類	行政	40	372	258	89	57	4.5
	教育行政	8	61	42	26	10	4.2
	警察行政	7	68	49	24	9	5.4
	土木	10	25	19	15	12	1.6
	建築	—	—	—	—	—	—
	機械	—	—	—	—	—	—
	電気	—	—	—	—	—	—
	農業土木	4	11	10	9	7	1.4
	林業	2	4	4	1	1	4.0
	合計	71	541	382	164	96	4.0
経 験 者	行政	35	782 (114)	524 (74)	72 (14)	40 (6)	13.1
	行政(DX)	5	66 (9)	42 (5)	16 (2)	6	7.0
	合計	40	848 (123)	566 (79)	88 (16)	46 (6)	12.3
総計	319	2,927 (207)	2,004 (138)	653 (44)	361 (21)	5.6	

* ()は、東京会場における数で内数

試験の種類	採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率	
			受験者数	合格者数			
警 察 官	警A(男性)第1回	53	498	385	217	87	4.4
	警A(男性)第2回	23	272	183	93	26	7.0
	警A(女性)第1回	18	191	159	76	30	5.3
	警A(女性)第2回	10	86	56	40	11	5.1
	警A(武道指導)第1回	4	4	4	2	2	2.0
	警A(武道指導)第2回	3	3	3	3	3	1.0
	警B(男性)	67	641	516	281	74	7.0
	警B(早期採用男性)	10	359	271	40	14	19.4
	警B(女性)	18	209	168	76	20	8.4
	警B(早期採用女性)	10	146	118	41	15	7.9
	警C	6	38	25	13	4	6.3
合計	222	2,447	1,888	882	286	6.6	

(合計)

試験の種類	採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
I 類	169	1,213	843	317	179	4.7
II 類	39	325	213	84	40	5.3
III 類	71	541	382	164	96	4.0
経験者	40	848	566	88	46	12.3
合計	319	2,927	2,004	653	361	5.6
警察官	222	2,447	1,888	882	286	6.6
総計	541	5,374	3,892	1,535	647	6.0

(定期・臨時の合計)

試験の種類	採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
I 類	169	1,213	843	317	179	4.7
II 類	39	325	213	84	40	5.3
III 類	71	541	382	164	96	4.0
経験者	40	848	566	88	46	12.3
合計	319	2,927	2,004	653	361	5.6
警察官	222	2,447	1,888	882	286	6.6
総計	541	5,374	3,892	1,535	647	6.0

⑤採用候補者名簿からの選択結果

(令和6年7月1日現在)

種類	試験区分	採用候補者	採用者	辞退者	残
I 類	行政	45	30	15	0
	行政(早期)	—	—	—	—
	教育行政	23	21	2	0
	警察行政	13	10	3	0
	児童福祉	5	4	1	0
	土木	14	12	2	0
	建築	5	4	1	0
	機械	2	2	0	0
	電気	4	4	0	0
	化学	7	6	1	0
	農業	33	30	3	0
	農業土木	5	4	1	0
	林業	5	4	1	0
	畜産	6	5	1	0
	水産	6	4	2	0
	薬剤師	5	4	1	0
栄養士	1	1	0	0	
	計	179	145	34	0
II 類	行政	31	31	0	0
	教育行政	7	7	0	0
	農業	2	2	0	0
	計	40	40	0	0
III 類	行政	57	48	9	0
	教育行政	10	9	1	0
	警察行政	9	7	2	0
	土木	12	6	6	0
	農業土木	7	3	4	0
	林業	1	1	0	0
	計	96	74	22	0
経 験 者	行政	40	37	3	0
	行政(DX)	6	5	1	0
	計	46	42	4	0
	職員計	361	301	60	0
警 察 官	警察官A(男性)	113	82	31	0
	警察官A(女性)	41	32	9	0
	警察官A(武道指導)	5	5	0	0
	警察官B(男性)	74	59	15	0
	警察官B(早期採用男性)	14	11	3	0
	警察官B(女性)	20	18	2	0
	警察官B(早期採用女性)	15	14	1	0
	警察官C	4	4	0	0
	計	286	225	61	0
	総計	647	526	121	0

(2)採用選考

選考により職員を採用できる職は、福岡県の職員の任用に関する規則第10条に定められている。

採用選考の方法については、同規則の施行細則第1条に定められ、必要に応じて経歴評定、教養試験、専門試験、論(作)文試験その他の方法によって行われる。

令和5年度中の採用選考請求について、人事委員会が承認した状況は、次のとおりである。

任用規則第10条第1項 根拠規定	職	知 事	教 育 委 員 会	職	警 察 本 部
第1号、第2号 (係長以上の職) (巡査部長相当職以上の職)	部長相当職 次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職	8	4	警視相当職 警部相当職 警部補相当職 巡査部長相当職	
第4号 (割愛)	部長相当職 次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職 主任主事相当職 主事相当職	3 1 1 1 2 3	1	警視相当職 警部相当職 警部補相当職 巡査部長相当職 巡査相当職	2 1
第5号 (かつて職員であった者)		10	3		7
第6号 (職種変更)	部長相当職 次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職 主任主事相当職 主事相当職	2 6 15 27 17 8	1 1 9	警視相当職 警部相当職 警部補相当職 巡査部長相当職 巡査相当職	
第7号 (選考職)	医師 農業技術 学芸員 文化財発掘技師 海技技術者(機関)	5	3 1 1 2	研究職員(化学) 情報処理 少年補導職員 航空従事者 自動車整備士 保健師	1 1 2 1 1 1
第8号及び第9号 (前各号に掲げるもの以外)					
合 計		109	26		17

なお、人事委員会において試験を実施している公開による採用選考、障がい者を対象とする採用選考及び就職氷河期世代を対象とする採用選考、労務職員採用選考の令和5年度実施状況は、次のとおりである。

〔前期〕

職 種	採 用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
看護師	1	2	2	2	1	2.0
研究職員	6	22	18	12	5	3.6
獣医師	11	16	12	11	11	1.1
船員	1	5	4	4	1	4.0
心理判定員	8	25	21	17	8	2.6
児童自立支援専門員	2	6	5	3	2	2.5
保育士	1	10	9	4	1	9.0
保健師	19	64	57	36	22	2.6
職業指導員	8	27	25	14	3	8.3
合 計	57	177	153	103	54	2.8

〔後期〕

職 種	採 用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
児童福祉	7	24	19	12	5	3.8
心理判定員	5	13	12	10	5	2.4
獣医師	7	4	2	2	2	1.0
船員	1	5	3	3	1	3.0
職業指導員	6	12	11	4	3	3.7
合 計	26	58	47	31	16	2.9

〔障がい者別枠選考〕

試験区分	採 用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
行政	8	44	41	24	8	5.1
教育行政	1	8	5	3	1	5.0
警察行政	2	6	6	4	1	6.0
合 計	11	58	52	31	10	5.2

〔就職氷河期世代を対象とする採用選考〕

試験区分	採用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
行政	5	149	121	15	8	15.1
教育行政	2	54	46	9	2	23.0
警察行政	1	19	15	5	1	15.0
合計	8	222	182	29	11	16.5

〔労務職員採用選考〕

試験区分	採用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
農業技術員	6	114	91	23	7	13.0
林業技術員	1	11	9	6	1	9.0
合計	7	125	100	29	8	12.5

(3)昇任選考

職員の昇任については、警察官昇任試験を除き選考により実施している。

任命権者へ委任したものを除き、令和5年度中の昇任選考請求について、人事委員会が承認した状況は、次のとおりである。

区分		部長	次長	課長	課長補佐	係長以下	合計
知事	一般行政職(事務)	11	17	42	74	82	226
	一般行政職(技術)	4	9	41	59	42	155
	海事職						
	医療職					2	2
	特定獣医師職				1	2	3
	看護師職					1	1
	研究職		1	6	6	7	20
合計		15	27	89	140	136	407
教育委員会	一般行政職(事務)	2	4	5	7	22	40
	一般行政職(技術)			2	1	1	4
	学校事務			10	17	20	47
	合計		2	4	17	25	43

区 分		警 視	警 部	警部補	巡査部長	合 計
警 察 本 部	一般行政職(事務)	4	10	16	28	58
	一般行政職(技術)		3	1	7	11
	海事職				1	1
	医療職(三)					
	研究職	1	1		1	3
	公安職	48				48
合 計		53	14	17	37	121

(4) 臨時的任用の承認

任命権者は、欠員の場合においては、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができることとされている(緊急の場合、一時的に業務が増大した場合又は任用期間を更新する場合においては、人事委員会の承認があったものとみなすこととしている(福岡県の職員の任用に関する規則第34条及び第35条))。

令和5年度中に、任命権者の申請に基づき人事委員会が承認した状況は、次のとおりである。

任命権者	件数
知 事	105
教育委員会	161
警察本部	
そ の 他	
合 計	266

(5) 任期付職員の採用の承認

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律の規定に基づき、任命権者は任期付招へい研究員、特定任期付職員、一般任期付職員の採用に当たり、人事委員会の承認を得なければならない。令和5年度の承認件数は8件である。

- (注)・任期付招へい研究員:民間等の優れた研究者を県の試験研究機関に受け入れるもの
・特定任期付職員:高度の専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて採用するもの
・一般任期付職員:専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用するもの

(6) 定年制度

福岡県職員の定年に関する条例施行規則の規定により、定年に達した職員の勤務延長、管理監督職勤務上限年齢に達した職員の異動の延長及び定年前再任用の状況について、任命権者に報告を義務付けるとともに、勤務延長職員の再延長及び異動期間の延長職員の再延長については人事委員会の承認を得ることとしている。

令和5年度から6年度にかけての勤務延長及び異動期間の延長件数は0件、定年前再任用の件数は57件である。

なお、定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用できる従前の再任用制度と同様の仕組みである暫定再任用の件数は1, 853件である。

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	計
勤務延長	0	0	0	0
異動期間の延長	0	0	0	0
定年前再任用	5	44	8	57
(参考) 暫定再任用	398	1, 384	71	1, 853
更新	294	1, 343	28	1, 665

4 給与関係業務

(1) 給与等に関する報告及び勧告

- ① 県職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査(地方公務員法第8条及び第24条)
職員の給与等に関する報告及び勧告に向けて、職員の給与と民間の給与との精確な比較等を行う必要があるため、「令和5年県職員給与等実態調査」及び「令和5年職種別民間給与実態調査」を行った。

※ 概要については「福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告(令和5年9月)」参考資料を参照

- ② 職員の給与等に関する報告及び勧告(地方公務員法第8条、第14条及び第26条)
令和5年9月20日に、県議会及び知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。給与勧告のポイントは以下のとおりである。

【令和5年4月の公民較差に基づく給与改定等】

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ・ 民間給与との較差 3,956 円(1.09%)の解消を図るため、給料月額を引上げ
- ・ 期末・勤勉手当の支給月数を 0.10 月分引上げ

(ア) 民間給与との較差及び給与改定の内容

a 民間給与との比較

(a) 月例給

民間	職員	較差
368,011 円	364,055 円	3,956 円[1.09%]

(b) 期末・勤勉手当

民間	職員	差
4.50 月	4.40 月	0.10 月

b 給与改定の内容(令和5年4月1日から実施)

(a) 月例給

- ・ 公民較差の状況及び人事院勧告における俸給表の改定内容を勘案して、給料表を改定。初任給を始め若年層に重点を置いて引上げ

(b) 期末・勤勉手当

- ・ 民間の年間支給割合に見合うよう、0.10 月分引上げ
4.40 月分→4.50 月分(引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分)

(イ) その他の課題

- a 会計年度任用職員の給与制度については、本年5月の地方自治法の改正により令和6年度から支給が可能となった勤勉手当の取扱いを含め、引き続き、適切な運用が図られるよう、所要の検討を行う必要がある。

b 医師及び獣医師の給与上の処遇については、人材確保の観点から、国や他の都道府県の状況等を踏まえ、所要の見直しを検討する必要がある。

c 本年、人事院は、在宅勤務等を中心とした働き方をとする職員の在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担を軽減するため、在宅勤務等手当の新設について、報告及び勧告を行った。

本県においても、在宅勤務は実施されていることから、今後の国における法改正や他の都道府県の動向等を注視していく必要がある。

d 公立学校の教育職員については、それぞれの職務や勤務の実態を踏まえ、教育職員の意欲や能力の向上に資する処遇改善の検討が国において進められている。

また、国の法整備を受け、近年、夜間中学校(学級)の設置が全国的に進んでおり、そこに勤務する教育職員の特殊性や困難性等に対する手当の措置も行われている。

これらの状況を踏まえ、教育職員の給与の在り方について、国や他の地方公共団体の動向にも留意しながら、調査・研究を進めていく必要がある。

(ウ) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院は、昨年、能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて様々な取組を進める中で、給与制度についても、社会と公務の変化に応じたアップデートを図っていく必要があると報告し、本年、この給与制度のアップデートについて、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案として、人材の確保への対応、組織パフォーマンスの向上、働き方やライフスタイルの多様化への対応等について報告した。

この給与制度の整備については、今後も、人事院の検討状況や他の都道府県の動向等を注視していく必要がある。

(エ) 意見

a 人材の確保及び育成について

(a) 有為な人材の確保

職員採用試験の受験者数は減少傾向が続いており、今後も職員採用を取り巻く環境は、一層厳しくなることが予想される。

本委員会では、今後も県職員の仕事のやりがいや魅力について、しっかりと伝わるよう、ホームページの内容を工夫するなど、任命権者と緊密に連携を図りながら、受験者確保に取り組んでいく。

また、多様な受験者層から優秀な人材を確保していくため、民間経験者等の積極的誘致を図る試験内容の見直しをはじめ、採用試験全般の見直しを進めていく。

(b) 女性の活躍推進

任命権者においては、組織の活力向上及び政策方針決定過程への参画拡大を図るため、特定事業主行動計画に基づき女性職員の登用を行っており、一定の成果をあげているところである。

女性の活躍を推進することは、誰もが働きやすい社会の実現に寄与するものであり、今後も引き続き、計画に基づき女性職員の活躍をより一層推進していく必要がある。

(c) 人事評価制度に基づく適正な人事管理

本県の人事評価制度は、全職員を対象に給与への反映がされており、既に制度として職員に受け入れられているところである。任命権者は、引き続き、運用実態の検証や評価者である管理職員のスキル向上などに努め、職員の理解と納得感を高めながら適正な人事管理を進めていく必要がある。

b 働き方改革の推進と勤務環境の整備等について

(a) 長時間労働の是正等

長時間労働は、職員の心身の健康を損なうおそれがあるのみならず、仕事と生活の両立や労働意欲保持に影響を及ぼすものであるため、組織を挙げて強い姿勢で、その是正に取り組む必要がある。

任命権者においては、なお一層、業務量に応じた人員の確保や適正な配置、事務事業の精選や効率化の推進などについて、実効性を確保していくことが肝要である。

また、長時間労働に従事した職員が医師の面接指導を確実に受けることができるようにするとともに、医師からの意見を勘案し、当該職員の実情に応じた措置を講じる必要がある。

(b) 教職員の働き方改革

教育の質の維持・向上や教職員が児童生徒としっかりと向き合うための時間の確保・充実のため、また、教職員が心身ともに健康でやりがいを持って安心して働き続けることができるようにするため、働き方改革を進めることは重要である。

県教育委員会においては、現在実施している取組の結果を検証し、より効果的な取組を着実に推進していくことが必要である。併せて、市町村教育委員会と連携を図るとともに、市町村教育委員会や小中学校の取組を支援していく必要がある。

(c) 多様な働き方の推進及び仕事と生活の両立支援

任命権者においては、多様な働き方について、現行の制度の活用状況や職員のニーズを踏まえ、国の「柔軟な働き方を実装するための制度改革」について注視するとともに、他の都道府県、民間労働法制の動向にも留意しながら、引き続き検討し充実を図る必要がある。

また、全ての職員に対し、妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するための制度や、多様な働き方が幅広く利用されるよう周知を図るとともに、職場におけるサポート体制を拡充していく必要がある。

(d) ハラスメント防止対策

ハラスメントは決して許されないものであることから、任命権者においては、職員への研修や周知・啓発などの取組をしっかりと行う必要がある。管理職をはじめとする全ての職員は、誰もがハラスメントの行為者となり得ることを十分理解した上で、自らの言動に注意を払い、他者を尊重して、ハラスメントのない職場づくりに取り組む必要がある。

(e) メンタルヘルス対策

任命権者においては、互いに協力し合える風通しの良い職場づくり、メンタルヘルス不調を生じた職員の早期発見・早期対応、円滑な職場復帰のための支援、再発予防等に

しっかりと取り組んでいくことが重要である。

(f) 会計年度任用職員制度の適切な運用

会計年度任用職員が意欲を持ち、安心して働くためには、勤務環境や勤務条件の確保は重要であり、任命権者においては、引き続き、適切に制度を運用していくとともに、勤務条件について、不合理な取扱いが行われることのないよう継続して検討していくことが必要である。

c 定年の引上げに関する制度の適切な運用について

任命権者においては、高齢期職員を含めた組織全体の活力が維持できる制度となるよう、職員に対して丁寧な情報提供を行うとともに、改正法の趣旨に沿って、適切に制度を運用していく必要がある。

本委員会においては、任命権者における制度の運用状況や人事院における定年前再任用短時間勤務職員等の給与の検討状況について注視していく。

d 公務員倫理の徹底について

職員自身においては、自らの行動が県全体と県職員全体の信用に大きな影響を与えることをしっかりと自覚し、公務内外を問わず行動を厳しく律する必要がある。

任命権者においては、不祥事防止のため、職員の服務規律の確保について、一層の徹底を図る必要がある。また、管理職員は、風通しの良い職場づくりに取り組むことが重要である。

※ 詳細については「福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告(令和5年9月)」を参照

③ 人事統計報告(地方公務員法第8条及び福岡県人事統計報告に関する規則(昭和27年福岡県人事委員会規則第7号))

令和5年4月1日現在の職員の人員、平均年齢、平均経験年数、平均給与月額等の人事統計に関する報告書を作成した。

(ア) 人員、平均年齢、平均経験年数

	適用人員(人)	平均年齢(歳)	平均経験年数(年)
全給料表	39,412	40.6	18.5
行政職給料表	8,994	41.1	19.2
医師職給料表	38	42.3	17.9
看護師職給料表	43	39.1	16.2
研究職給料表	339	43.2	20.2
特定獣医師職給料表	68	41.4	17.5
公安職給料表	11,117	39.3	18.0
教育職給料表(二)	5,420	43.9	21.2
教育職給料表(三)	13,386	40.1	17.4
特定任期付職員給料表	7	40.9	9.7

(イ) 平均給与月額

(単位:円)

	給料	扶養手当	地域手当	計
全職員	339,674	9,774	19,178	368,626
行政職給料表適用職員	320,278	7,530	18,205	346,013

(2) 初任給、昇格、昇給関係承認状況(令和5年度)

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第39条に係る承認件数は次のとおりである。

	知事	教育委員会	警察本部長	計
件数	1	0	0	1

※ 39条:規則により難しい場合

5 労働基準監督関係業務

(1)事業場の区分

(令和6年3月31日現在)

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権行使の区分を明らかにするため、厚生労働省福岡労働局と協議の上、県の各事業場について、労働基準法別表第1の号別決定を行っている。

① 人事委員会が職権を行使する事業場一覧

労働基準法 別表第1の 事業区分	事業 場数	該 当 事 業 場			
		知事部局	教育委員会	警察本部	その他
第12号 〔教育〕 調査研究	156	公文書館	教育センター	警察学校	
		職員研修所	体育研究所		
		消防学校	美術館		
		アジア文化交流センター	図書館		
		保健環境研究所	社会教育総合センター		
		高等技術専門校 (7)	英彦山青年の家 少年自然の家 (2)		
		福岡障害者職業 能力開発校	九州歴史資料館		
		工業技術センタ ー(化学繊維研 究所を含む。)	中学校 (4)		
		工業技術センタ ー研究所 (3)	高等学校(分校 を含む。)(94)		
		農業大学校	輝翔館中等教育 学校		
		農林業総合試験 場	視覚特別支援学 校(寄宿舍を除 く。)(3)		
		農林業総合試験 場資源活用研究 センター	聴覚特別支援学 校(寄宿舍を除 く。)(4)		
		農林業総合試験 場分場 (3)	特別支援学校 (寄宿舍を除 く。)(13)		
		水産海洋技術セ ンター			
水産海洋技術セ ンター 研究所 (3)					

労働基準法 別表第1の 事業区分	事業 場数	該 当 事 業 場			
		知事部局	教育委員会	警察本部	その他
別表第1に 該当しない 官公署	129	本庁	教育庁本庁	警察本部	人事委員会事務局
		県税事務所(12)	教育庁教育事務 所 (6)	自動車警ら隊	監査委員事務局
		東京事務所	夜須高原野外活 動センター	鉄道警察隊	議会事務局
		パスポートセンタ ー(支所を含む。)		機動捜査隊	選挙管理委員会 (事務部局)
		女性相談所		自動車運転免許 試験場 (4)	労働委員会事務 局
		消費生活センタ ー		交通機動隊	海区漁業調整委 員会事務局 (3)
		保健福祉環境事 務所、保健福祉 事務所(保護 課、総務企画課 医療扶助係、社 会福祉課、監査 指導課) (10)		高速道路交通警 察隊	
		精神保健福祉セ ンター		第一機動隊	
		児童相談所(保 護課を除く。) (6)		第二機動隊	
		障がい者更生相 談所		北九州市警察部	
		労働者支援事務 所 (4)		福岡武道館	
		中小企業振興事 務所 (4)		警察署(交番、 駐在所、派出所 を含む。)(36)	
		計量検定所			
		大阪事務所			
		農林事務所 (6)			
農林事務所普及 指導センター (8)					
家畜保健衛生所 (4)					
計	285	90	136	51	8

② 福岡労働局が職権を行使する事業場一覧

労働基準法 別表第1の 事業区分	事業 場数	該 当 事 業 場			
		知事部局	教育委員会	警察本部	その他
第1号 (製造加工)	1			警察車両整備工場	
第3号 (土木建築)	31	筑後川水系農地 開発事務所 県土整備事務所 (三池港管理出張所 を含む。) (11) 県土整備事務所 支所 (4) ダム管理出張所 (13) 苅田港務所 流域下水道事務所			
第13号 (保健衛生)	30	保健福祉環境事 務所、保健福祉 事務所(保護 課、総務企画課 医療扶助係、社 会福祉課、監査 指導課を除く。) (11) 食肉衛生検査所 児童相談所保護 課 (5) 福岡学園 こども療育センタ ー新光園	視覚特別支援学 校寄宿舎 (3) 聴覚特別支援学 校寄宿舎 (2) 特別支援学校寄 宿舎 (6)		
計	62	50	11	1	0

(注) ()内の数は事業場数を示す。

(2)労働基準監督機関の職権行使

令和5年度中に地方公務員法第58条第5項の規定に基づく労働基準法及び労働安全衛生法等上の労働基準監督機関の職権について、人事委員会が行使した件数は次のとおりである。

処 理 事 項	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
解雇予告除外認定	0	2	2	0	4
宿日直許可	0	0	1	0	1
三六協定届	27	128	1	0	156
衛生管理者等選任報告	27	60	25	0	112
労働者死傷病報告	4	5	82	0	91
小型ボイラー設置報告	0	1	0	0	1
クレーン設置報告	0	3	0	0	3
機械等設置届	0	5	0	0	5

(3)事業場調査

勤務条件に関する法令違反を防止するとともに職員の安全及び健康を確保し、良好な執務環境を形成することを目的として、人事委員会が労働基準監督機関としての役割を的確に果たすため、職権を行使する285事業場全てに対し、書面調査を実施し、その上で3事業場に対し現地調査を実施した。

6 服務、勤務時間関係業務

(1)職務専念義務の免除

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとされており(地方公務員法第35条)、特別の定めとして「職務に専念する義務の特例に関する条例」があり、この条例及び「職務に専念する義務の免除に関する規則」において、職員の職務専念義務を免除することができる場合を規定している。

令和5年度における規則第2条第13号の規定に基づく承認件数は、次のとおりである。

項 目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
体育競技大会参加	0	1	0	0	1
その他	0	0	0	0	0

(2)勤務時間関係

職員の勤務時間、休日及び休暇等に関し、条例、規則又は運用通知に基づく承認、協議の件数は次のとおりである。

項 目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
夏季休暇の特例措置に係る承認協議	1	0	0	0	1

(3)勤務時間、休暇等に関する制度の改正

- ① 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び運用通知の一部改正
ボランティア休暇に係る人事委員会承認活動の見直し及び夏季休暇の取得可能期間の拡大に伴う規定の整備を行った(R6.4.1施行)。
- ② 福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部改正
夏季休暇の取得可能期間の拡大に伴う規定の整備を行った(R6.4.1施行)。

7 公平審査関係業務

職員が全力を挙げて職務に専念し、適正かつ能率的な業務を行うためには、職員の身分が保障され、適切な勤務条件が確保されている必要がある。

それらが不十分である場合、あるいは侵害された場合の救済の手段として、地方公務員法では「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分についての審査請求」の制度が定められている。

(1) 勤務条件に関する措置の要求関係

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、人事委員会が審査を行って事案を判定し、必要に応じて権限を有する当局に対し勧告を行う等の方法で、事案の解決に当たるものである。

措置要求の処理状況

区 分	令和4年度末 (R5.3.31) 係属件数	令和5年度		令和5年度末 (R6.3.31) 係属件数
		要求件数	処理件数	
計	0	0	0	0

(2) 不利益処分についての審査請求関係

不利益処分に関する審査制度は、職員から懲戒その他不利益処分についての審査請求があった場合に、人事委員会が事案を審査し、その結果に基づいてその処分を承認し、修正し、又は取り消す判定を行うものである。

① 審査請求の処理状況

区 分	令和4年度末 (R5.3.31) 係属件数	令和5年度		令和5年度末 (R6.3.31) 係属件数
		申立件数	処理件数	
分 限 処 分	降 給	0	0	0
	降 任	0	0	0
	休 職	0	0	0
	分 限 免 職	0	0	0
懲 戒 処 分	戒 告	10	0	10
	減 給	2	0	2
	停 職	0	0	0
	懲 戒 免 職	4	0	2
その他（転任など）	1	0	0	1
計	17	0	2	15

② 令和5年度審理の開催状況

区分	準備手続	口頭審理	計
開催回数	1	2	3

③ 令和5年度審査の結果

事 案 名	審 査 等 の 状 況
昭和 45 年(不)第 18852 号事案	打切り 令和 5 年 11 月 7 日
令和 5 年(審)第 1 号事案	裁決 令和 6 年 3 月 28 日

(3) 苦情相談関係

勤務条件に関する措置の要求や審査請求に至らないような職員の給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理全般に関する事項について、職員からの苦情相談業務を実施している。

令和5年度の相談件数は、次のとおりである。

① 任命権者別

任命権者	知事部局	教育委員会	警察本部	受託町	計
件数	18	15	0	1	34

② 相談内容

相談内容	勤務条件・服務	給与	任用	セクハラ・パワハラ	その他	計
件数	8	1	6	13	6	34

(4) 公平委員会事務受託関係

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、職員の勤務条件に関する措置の要求の審査、判定及び必要な措置並びに職員に対する不利益処分についての審査請求に対する裁決についての事務を、他の地方公共団体の人事委員会に委託することができる。

これにより当委員会に公平委員会事務を委託している地方公共団体は、芦屋町、岡垣町、水巻町、遠賀町、小竹町、鞍手町及び大刀洗町の7町である。

なお、令和5年度において、上記町職員による勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査請求はいずれもなされず、係属する事案もない。

8 職員団体関係業務

(1)管理職員等の範囲の指定

地方公務員法第52条第4項の規定に基づく管理職員等の範囲は、次のとおりである。

本 庁

(令和6年3月31日現在)

機 関	職
議 会 事 務 局	事務局長 理事 事務局次長 法務監 副理事 課長 室長 副課長 参事 企画監 課長補佐 総務課の秘書係長
知 事 部 局	土木審議監 部長 会計管理者 会計管理局长 理事 技監 局長 秘書 室長 次長 技術次長 副理事 職務改善調査監 水資源対策長 医監 食の安全総合調整監 課長 室長 副課長 副室長 参事 監察監 企画 監 広報監 地域政策監 情報企画監 産業企画監 健康管理監 県政情 報監 防災危機管理専門監 監査指導監 建設監理監 課長補佐 室長補 佐 監察員 秘書室の参事補佐、企画主幹、係長、企画主査、事務主査及 び各係の上席の主任主事又は主事 人事課の参事補佐、企画主幹、係 長、企画主査、事務主査、主任主事及び主事 財政課の予算担当の企画 主幹及び企画主査 財産活用課の管理第一係長 総務事務厚生課の人 事、服務又は公務災害補償担当の企画主幹又は企画主査 総合政策課の 総務係長 調査統計課の人事又は服務担当の企画主幹又は企画主査 社 会活動推進課の総務係長 保健医療介護総務課の総務係長 福祉総務課 の総務係長 環境政策課の総務係長 商工政策課の総務係長 農林水産 政策課の総務係長 県土整備総務課の総務係長 建築都市総務課の総 務係長
教育委員会事務局	副教育長 教育監 理事 部長 副理事 課長 副課長 企画監 参事 主 幹指導主事 主幹社会教育主事 服務監察監 人事管理主事 課長補佐 服務監察員 総務企画課の総務秘書係長、人事係長、企画主査及び人事 係の職員団体担当の事務主査並びに上席の主任主事又は主事 財務課 の給与係長及び企画主査 教職員課の福利・職員係長、市町村立学校係 長、県立学校係長、企画主査及び福利・職員係の職員団体担当の事務主 査並びに上席の主任主事又は主事
選挙管理委員会事務局	書記長
人事委員会事務局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 副課長 参事 課長補佐 参事補 佐 企画主幹 係長 企画主査 事務主査
監査委員事務局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 室長 副課長 参事 課長補佐 室 長補佐
労働委員会事務局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 副課長 参事 課長補佐
海区漁業調整委員会事務局	事務局長

備 考

- この表中「知事部局」とは、福岡県行政組織規則(昭和34年福岡県規則第66号)第2条第1号に規定する機関をいう。
- 知事部局の項中「課長補佐 室長補佐」とは、人事、服務又は庁中取締りについて課長若しくは室長又は副課長若しくは副室長を補佐するものをいう。

- 3 この表中「教育委員会事務局」とは、教育委員会事務局のうち福岡県教育庁組織規則(平成30年福岡県教育委員会規則第1号)第20条に規定する教育事務所以外の機関をいう。
- 4 教育委員会事務局の項中「課長補佐」とは、人事、服務又は給与について課長又は副課長を補佐するものをいう。
- 5 教育委員会事務局の項中「企画主査」とは、秘書、人事、服務、給与又は職員団体を担当するものをいう。
- 6 この表中「選挙管理委員会事務局」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第191条第1項に規定する職員により構成される機関をいう。

出先機関

機 関	職
公 文 書 館	館長
職 員 研 修 所	所長 次長
県 税 事 務 所	所長 副所長 課長
消 防 学 校	校長
東 京 事 務 所	所長 副所長 総務課長
パスポートセンター	所長 支所長
アジア文化交流センター	所長 副所長
女 性 相 談 所	所長
消費生活センター	所長
保健福祉環境事務所 及び保健福祉事務所	所長 保健監 副所長 環境長 課長
保健環境研究所	所長 副所長 管理部長 総務課長
精神保健福祉センター	所長 副所長 総務企画課長
食肉衛生検査所	所長 と畜検査第一課長
児 童 相 談 所	所長 副所長 里親・施設課長
福 岡 学 園	園長 児童自立支援監 庶務課長
障がい者更生相談所	所長 知的障がい者支援課長
こども療育センター新光園	園長 副園長 事務長 経営管理課長 総看護長
労働者支援事務所	所長
高等技術専門校	校長 副校長 庶務課長 訓練第一課長(大牟田及び小倉の高等技術専門校に限る。)
障害者職業能力開発校	校長 副校長 庶務課長
中小企業振興事務所	所長
計 量 検 定 所	所長 次長 総務課長
大 阪 事 務 所	所長
工業技術センター	所長 副所長 企画管理部長 研究所長 総務課長 機能材料課長 庶務課長

機 関	職
農 林 事 務 所	所長 副所長 センター長 課長(北九州及び京築の普及指導センターに置かれるものを除き、福岡、北筑前、南筑後、八女、久留米、朝倉、飯塚及び田川の普及指導センターにおいては地域振興課長に限る。) 出張所長
農林業総合試験場	場長 センター長 副場長 副センター長 管理部長 企画部長 総務・普及部長 総務課長 分場長
農 業 大 学 校	校長 副校長 教務部長
家畜保健衛生所	所長 副所長 管理衛生課長
農地開発事務所	所長 副所長 課長
水産海洋技術センター	所長 副所長 研究所長 総務課長
県土整備事務所	所長 副所長 支所長 センター長 地域整備企画監 課長 室長 出張所長
港 務 所	所長 庶務課長
流域下水道事務所	所長 庶務課長
福岡県行政組織規則第二百六十条の二に規定する出先機関	副理事 参事
教 育 事 務 所	所長 副所長 主幹指導主事 人事管理主事 総務課長
教 育 セ ン タ ー	所長 副所長 副理事 部長 総務課長
体 育 研 究 所	所長
美 術 館	館長 副理事 副館長 総務課長
図 書 館	館長 副理事 副館長
社会教育総合センター	所長 副理事
英彦山青年の家	所長 総務課長
少年自然の家	所長
九州歴史資料館	館長 副理事 副館長
県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校	校長 副校長 教頭 事務長 船長

(2)職員団体の登録等

ア 地方公務員法第53条の規定に基づく登録職員団体は、令和5年度末現在で14団体である。

イ 令和5年度における上記事務の処理状況は、新規登録0件、役員変更14件、規約変更2件、解散0件である。

[登録職員団体の状況]

(県関係)

(令和6年3月31日現在)

職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	単一団体又は連合体の別	組合員数
自治労福岡県職員労働組合	S41.10.18 (S26. 5.10)	福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁内地下1階)	単一体	(含現業) 5,637
福岡県高等学校教職員組合	S41.10.18 (S26. 5.10)	福岡市東区馬出4丁目12番22号 県教育会館内	単一体	※ 373
福岡県教職員組合	S41.10.18 (S26. 7. 1)	福岡市東区馬出4丁目12番22号 県教育会館内	単一体	2,138
福岡県公立小中学校事務職員組合	S44. 8.18	福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁内地下1階)	単一体	35
福岡教育連盟	S47.11. 6	福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁内地下1階)	単一体	※ 1,020
福岡県教育管理職員協議会	S50. 2.25	福岡市博多区下川端町9番12号 福岡昭和通ビル5階	単一体	745
福岡県立学校事務職員組合	S58.11.25	執行委員長在任校 [戸畑工業高等学校内]	単一体	※ 12
福岡県教職員労働組合	H26. 1.14	執行委員長の勤務校 [糸島市立長糸小学校内]	単一体	※ 265
福岡部活動問題レジスタンス	R4.9.16	代表在任校 [原中央中学校内]	単一体	※ 6

(受託町関係)

職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	単一団体又は連合体の別	組合員数
自治労芦屋町職員労働組合	S42.11.27	遠賀郡芦屋町中ノ浜4番16号	単一体	120
自治労水巻町職員労働組合	S43. 5.18	遠賀郡水巻町頃末北1-1-1 水巻町役場内	単一体	118
自治労岡垣町職員労働組合	H 5.11.10	遠賀郡岡垣町大字野間1丁目1番1号 岡垣町役場内	単一体	142
自治労鞍手町職員労働組合	H16. 7.29	鞍手郡鞍手町大字中山3705番地 鞍手町役場内	単一体	87
自治労小竹町職員労働組合	H18.12.28	鞍手郡小竹町大字勝野3167番地1 小竹町役場内	単一体	※ 70

(注)1 登録年月日欄の()内は、地方公務員法の一部を改正する法律(昭和40年法律第71号)施行前の地方公務員法に基づく登録年月日を示す。

2 ※は役員改選届の投票者数による。

人事委員会年報（令和5年度版）

■発行年月日 令和6年8月1日

■編集・発行 福岡県人事委員会事務局

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

TEL (092) 643-3956